

弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり，外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度についての検討事項（案）

平成 21 年 1 月 22 日
外国弁護士制度研究会幹事

1. 当研究会における議論の経緯

当研究会幹事作成の平成 20 年 10 月 21 日付け「これまでの議論の整理（案）」が，第 6 回会議において了承された。

これを受けて，当研究会は，①外国法事務弁護士が社員となり，外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人制度（A 法人制度）に加えて，②弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり，外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度（B 法人制度）についても検討対象とすることとし，②の B 法人制度の検討に当たっては，当該法人制度を創設する必要性，創設する場合に考えられる弊害・問題点及び当該法人制度と他の専門職法人制度との関係等を中心とした議論を行うこととされた。

2. B 法人制度の位置付け

法律事務を取扱い業務とする法人については，取り扱う法律事務の範囲及び社員資格の各区分に応じて，9 通りの法人を観念することができる。

このうち，当研究会が検討対象とすることとした法人制度については，資料 18-2 のとおり位置付けられることとなる。【資料 18-2 参照】

3. B 法人制度を創設する必要性について

我が国における法律サービスの需要の動向にかんがみ，外国法事務弁護士と弁護士との間で緊密な提携・協働関係を構築する必要性が一層高まっていることについては，ほぼ異論がないところと思われる。

この提携・協働関係については，以下のとおりの課題や指摘が

あるところであり，これらの課題や指摘を踏まえると，B法人制度を創設する必要性があるとみることもできるが，このような考え方についてどのように考えるべきか。

また，B法人制度を創設する必要性を検討するに当たり，他に検討すべき事項はあるか。

(1) 弁護士との間の提携・協働関係を構築する必要性

近年，我が国の社会経済は，複雑多様化するとともに，国際化が急速に進展している。これに伴い，社会経済活動を支える法律サービスに対する利用者のニーズも，一層複雑多様化するとともに，高度化，専門化している傾向にある。この傾向は，渉外的法律サービスの分野においても見て取ることができ，当該分野においては，とりわけ，日本法及び外国法に関する包括的・総合的法律サービスに対する需要が一層増大する傾向にあることが窺える。

このような需要の動向を踏まえ，法律サービスの提供者である外国法事務弁護士においては，利用者の多様なニーズに的確に対応した質の高い法律サービスを提供することが求められており，その方策のひとつとして，弁護士との間で緊密な提携・協働関係を構築・維持しながら法律サービスを提供することの必要性が一層高まっている（弁護士についても，同様の指摘をすることが可能である。）。【資料18-1，2，3参照】

(2) 弁護士との間の提携・協働関係の課題等

① 整理の視点

外国法事務弁護士と弁護士との間の提携・協働関係については，㊦共同経営形式による提携・協働関係（いわば横の提携・協働関係）と㊧雇用形式による提携・協働関係（いわば縦の提携・協働関係。外国法事務弁護士が弁護士に雇用される場合と外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合とがある。）とに分けて整理することができる。【資料18-4参照】

② 横の提携・協働関係の課題

横の提携・協働関係についてみると，現行法上，外国法事務弁護士は，弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）との間で外国法共同事業として民法上の組合形式による提携・協働関係を構築した上，当該外国法共同事業を通じて法律サービスを提供することができる。

もっとも，弁護士法人との間で外国法共同事業を営む場合には，共同事業の相手方である弁護士法人は，複数の事務所を設けた上，より利用者のニーズに即した業務展開が可能であるのに，外国法事務弁護士は，自らは複数の事務所を設け

ることができず、また、現行法上は、法人を設立することもできないため、特に複数の事務所を設置すること等の法人化した場合のメリットを享受できないという課題が存する。【資料18-5参照】

③ 縦の提携・協働関係の課題

縦の提携・協働関係についてみると、現行法上、弁護士等が外国法事務弁護士を雇用することについては、特段の規制が設けられておらず、外国法事務弁護士は、雇用者である弁護士等の業務を通じて法律サービスを提供することができる。

もっとも、弁護士法人に雇用される場合については、弁護士法人の社員資格が弁護士に限定されているため、被用者である外国法事務弁護士は、その知識・能力、実績等がいかに評価されようとも、当該弁護士法人の社員となり、その業務を通じて法律サービスを提供することができない。そのため、当該弁護士法人の社員である弁護士との間で横の提携・協働関係を構築しようにも、当該弁護士法人との間の雇用関係を解消した上、当該弁護士法人との間で外国法共同事業という民法上の組合形式による提携・協働関係を構築するほかない。この場合には、上記②と同様の課題が存することとなる。【資料18-6参照】

- ④ さらに、法律サービスに対する利用者の多様なニーズに的確に対応するため、その提供の形態についても多様な選択肢が確保されている必要があるのに、横の提携・協働関係については、外国法共同事業という民法上の組合形式によるものしか用意されていないこと自体が問題であるとの指摘や、利用者にとっても、質の高い法律サービスの提供を受けるためには、外国法事務弁護士及び弁護士等に多様な選択肢が用意され、適切な競争が確保されている必要がある、といった指摘もされたところである。

4. 弊害・問題点等

B 法人を創設する場合には、弁護士法第72条及び第27条との関係、弁護士と非弁護士とが提携・協働して業務を遂行する場合に指摘されている弊害・問題点のほか、他の専門職法人制度との関係等を踏まえると、以下のような弊害・問題点を挙げるができるが、これらの弊害・問題点について、それぞれどのように考えるべきか。また、これらのほかに特に検討すべき弊害・問題点はあるか。

- (1) 弁護士法第72条及び第27条との関係

弁護士法第72条は、弁護士等以外の者による法律事務の取扱いを原則的に禁止している。

これは、法律専門家としての能力及び倫理の担保を図るための諸般の措置（厳格な資格要件の設定、職務の誠実適正な遂行のための必要な規律の設定等）が講じられた弁護士が法律事務の取扱いを独占することが、国民の法律生活の公正かつ円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。

また、このような弁護士法第72条の趣旨を踏まえ、法律事務全般を取扱い業務とする弁護士法人については、非弁護士に対して社員資格を付与すると、当該非弁護士が、その地位を利用して、被用者である弁護士を指揮・命令する事態が生じてしまい、その結果、同条の趣旨を容易に潜脱し得ることになることから、その社員資格を弁護士に限ることとされている。

さらに、弁護士法第27条は、上述のような同法第72条の趣旨を踏まえ、これに違反する行為を直接的又は間接的に助長する行為を防止するため、弁護士による非弁護士との提携を禁止している。

B法人制度は、弁護士等以外の者が法律事務を取扱い業務とすることを許容するものであるから、弁護士法第72条の例外として位置付けられるものである。そして、その社員資格については、日本法に関する法律事務の取扱いが禁止された外国法事務弁護士に対しても付与することから、日本法に関する法律事務の取扱いについて、社員である外国法事務弁護士が、その地位を利用して、直接的に関与し、又は社員若しくは被用者である弁護士を介して間接的に関与するおそれがあり、その結果、弁護士法第72条の趣旨及び弁護士法人の社員資格を弁護士に限定した趣旨並びに同法第27条の趣旨を害することとならないかについて検討する必要があると考えられるが、この点についてどのように考えるべきか。【資料18-7参照】

この弊害・問題点については、特に次の点に留意しながら、検討を進めるべきであると考えられるが、どのように考えるべきか。

① 弁護士との同質性について

外国法事務弁護士は、日本法に関する法律事務の取扱いこそ禁止されているものの、外弁法に基づき、一定の範囲の法律事務の取扱いが許容されている（弁護士法第72条の規定は、外国法事務弁護士には適用しないこととされている。）。

また、外国法事務弁護士は、我が国との関係においては、非弁護士として位置付けられるものの、資格取得国との関係においては、当該国の資格法制上の根拠に基づいて法律事務の取扱いを職務とする弁護士に相当するものであるから、実質的には、弁護士と同質性をもった専門職であることに変わ

りがない。

この意味において、B法人の社員資格を外国法事務弁護士に対して付与することにより、弁護士法第72条等の趣旨を害するおそれがあるとしても、法律事務の取扱いに関する知識・能力について何ら制度的担保のない単なる無資格者に対して付与する場合と同列に考えるのは相当でないとの見方もできるが、このような考え方についてどのように考えるか。

他方、弁護士と同質性を有するがために、単なる無資格者の場合とは異なった観点から特に検討すべき弊害・問題点はあるか。

② 外国法共同事業の規制の在り方との関係について

B法人制度は、外国法事務弁護士と弁護士との間の法人形式による横の提携・協働関係の構築を許容しようとするものである。

この関係に類似するものとして、現行法上、外国法共同事業として民法上の組合形式による横の提携・協働関係を構築することが許容されているが、この外国法共同事業の規制の在り方との関係について、どのように考えるべきか。【資料18-8参照】

すなわち、外国法事務弁護士が弁護士等との間で法律事務を行うことを目的とする共同事業を行うことについては、平成15年改正以前は、弁護士等が法律事務を行って得る収益の分配を受けることも含めて原則的に禁止され、例外的に、一定の職務経験を有する弁護士を共同事業の相手方とする場合に限り、一定の範囲の法律事務の取扱いを目的とする共同事業を行うことが許容されていたに過ぎなかった。

平成15年改正により、これらの規制が撤廃され、外国法事務弁護士が、弁護士等との間の合意により、取り扱う法律事務の範囲を限定することなく自由に共同事業を行うことができるようになり、併せて、外国法共同事業により得る収益についても、共同事業の相手方である弁護士等が日本法に関する法律事務を行うことによって得た部分も含め、自由に分配することが許容されることとなった。

この改正に係る立法過程においても、外国法事務弁護士が弁護士等を介して日本法に関する法律事務に関与するおそれがある等の弊害・問題点が指摘されたところである。

しかし、法制化に当たっては、外国法事務弁護士と弁護士との間のより緊密な提携・協働関係を構築する必要性に加えて、外弁法施行後、外国法事務弁護士が権限逸脱行為により懲戒処分を受けた事例がないこと、外国法事務弁護士が取り扱う法律事務のほとんどが国際的な企業活動に関するものであることなどの施行実績等が考慮されて、上記のような弊害

が生じるおそれがあるとしても、その程度は、事前規制を設けなければならないほど高くはないものと判断された。

このような判断を踏まえて、外国法事務弁護士と弁護士等との間の共同事業の原則禁止といった事前規制を撤廃する一方で、権限逸脱禁止違反行為に対する懲戒、罰則といった事後規制を有効に機能させる措置として、外国法事務弁護士に対し、㊦日弁連に対する届出義務を課すとともに、㊧共同事業形態を利用した外国法事務弁護士による権限逸脱禁止違反行為を抑止するため、共同事業の相手方である弁護士等が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与を禁ずる行為規制を課することとされた。

このように、B法人制度と類似する外国法共同事業については、外国法事務弁護士が共同事業の相手方である弁護士等を介して日本法に関する法律事務に関与するおそれがあるとしても、その程度は、事前規制を設けるほど高くはないものと判断されていることから、B法人制度を創設する場合についても、日本法に関する法律事務の取扱いについて、社員である外国法事務弁護士が、その地位を利用して、直接的に関与し、又は社員若しくは被用者である弁護士を介して間接的に関与するおそれがあるとしても、その程度は、事前規制を設けるほど高くはないのでないかとの見方も考えられるが、このような考え方についてどのように考えるべきか。

また、外国法共同事業の場合とは異なり、B法人制度を創設する場合に特に検討すべき弊害・問題点があるか。

③ 他の専門職法人制度及び諸外国の立法例【P】との関係について

我が国においては、司法書士等の隣接法律専門職種や公認会計士といった専門職についても、法人制度が導入されているところである。

これらの専門職法人制度についても、弁護士法人制度と同様、一般的に、その社員資格が専門職に限定されているが、他方で、非専門職に対しても社員資格を付与する等の法制例も存する。【資料18-9参照】

これらの法制例における規制の在り方をみると、非専門職が法人の社員としての地位を利用して、専門職のみに独占的に認められた業務について不当な影響を及ぼすおそれや、非専門職が法人を不当に支配するおそれといった弊害・問題点が考慮され、その防止・解消のための措置が講じられている。

B法人制度は、非弁護士である外国法事務弁護士に対して社員資格を付与しようとするものであるから、B法人制度を創設する場合にも、このような非専門職に対して社員資格を

付与する等の法制例において検討された弊害・問題点が当てはまり、これらの弊害・問題点についての検討を行うべきであるとの見方も考えられるが、このような考え方についてどのように考えるべきか。

また、他の専門職法人制度の場合とは異なり、B法人制度を創設する場合に特に検討すべき弊害・問題点があるか。

(2) 関連する弊害・問題点について

B法人制度は、弁護士と非弁護士である外国法事務弁護士との間の提携・協働関係の構築を許容しようとするものであるが、弁護士と非弁護士である他の専門職とが提携・協働して業務を遂行することについては、その有用性が指摘される一方で、次のような弊害・問題点も指摘されているところである。【この点を論ずるものとして、資料18-10参照】

これらの弊害・問題点については、外国法事務弁護士に対して社員資格を付与しようとするB法人制度には妥当しないとの考え方があるが、このような考え方についてどのように考えるべきか。

① 業務行為規範・倫理規範との関係

弁護士については、弁護士法第72条の趣旨を踏まえ、弁護士法及び日弁連会則等により、職務の誠実適正な遂行を確保のために必要とされる規律（業務行為規範・倫理規範。例えば、利益相反行為の禁止、守秘義務等）が設けられている。

他方、他の専門職については、必ずしも、弁護士と同様の規律が設けられておらず、例えば、他の専門職は、業務の性質上、双方代理が一般的に許容されているし、また、公認会計士については、ディスクロージャー義務のように弁護士とは全く正反対の規律が設けられている。

このように業務行為規範や倫理規範が相違する弁護士と他の専門職とが提携・協働することにより、弁護士が自らの規範を遵守しながら業務を遂行することが困難となり、ひいては、弁護士法第72条の趣旨を害することとなるのではないかと、弊害・問題点が指摘されている。

この点については、外国法事務弁護士は、外弁法及び日弁連会則等により、弁護士の場合と同様の厳格な規律（例えば、利益相反行為の禁止、守秘義務等）に服することとされていることから、弁護士と同質性をもった専門職ということができ、このような弊害・問題点についての指摘は当たらないとみることもできるが、このような考え方についてどのように考えるべきか。

② 弁護士自治との関係

弁護士自治とは、一般に、弁護士の資格審査や懲戒を日弁

連及び弁護士会の自治に委ね、それ以外の弁護士の職務活動や規律についても、裁判所、検察庁又は行政官庁の監督に服せしめない原則をいう。

このような自治が認められた弁護士と、行政官庁の監督を受ける他の専門職とが提携・協働することを許容すると、行政官庁の監督権限が他の専門職を通じて弁護士にも及ぶおそれがあり、弁護士自治が害されることとなるのでないか、との弊害・問題点が指摘されている。

この点については、外国法事務弁護士は、日弁連及び弁護士会の会員として、日弁連等の自治による監督を受けることとされていることから、弁護士と同質性をもった専門職といふことができ、このような弊害・問題点についての指摘は当たらないとみることもできるが、このような考え方についてどのように考えるべきか。

以 上